

建設経済常任委員会会議録

令和2年9月3日

寒川町議会

出席委員 杉崎委員長、細川副委員長
小泉委員、天利委員、柳田委員、太田委員、山蔦委員、柳下委員、山田委員、吉田委員
関口議長

説明者 黒木都市建設部長、畠山都市計画課長、大野主査、石黒主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第49号 寒川町空家等対策協議会条例の制定について
(継続陳情)

1. 陳情第11号 川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。常任委員会3日目ということで、最後の委員会でございます。

それでは、ただいまより建設経済常任委員会を始めさせていただきたいと思います。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件、継続陳情1件でございます。次第のとおり、まず初めに、議案の審査を行い、その後、継続陳情の審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第49号 寒川町空家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 おはようございます。本日は付託議案第49号 寒川町空家等対策協議会条例の制定についてをご審議いただきます。説明につきましては、都市計画課畠山都市計画課長より、質疑につきましては、同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、付託議案第49号 寒川町空家等対策協議会条例の制定についてご説明申し上げます。本件につきましては、寒川町の空家対策の基本となる寒川町空家等対策計画の策定及び運用に必要な寒川町空家等対策協議会の設置に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき条例の制定を行うものでございます。

タブレット資料01をご参照ください。4分の2ページをお開きください。寒川町空家等対策協議会条

例でございます。第1条の趣旨では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく設置である旨を、第2条では、協議会の所掌事務として、(1)空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること、(2)として、特定空家等の判断に関すること、(3)として、特定空家等に対する措置の方針に関すること、(4)として、その他空家等に関する施策の推進に関し町長が必要と認めることについてです。第3条の組織につきましては、委員の定数及び対象者についてでございます、定員は10人以内、学識経験者、関係団体の代表者その他町長が必要と認める者で構成することについてでございます。第4条の任期につきましては、2年間としまして、再任が可能なことについて、第5条、会長及び副会長では、会長及び副会長の設置、選出方法及び職務について、第6条会議では、招集は会長が行うこと及び過半数以上の委員の出席により議決がなされること、必要に応じ委員以外の者が会議に出席することも可能なことについて、第7条庶務では、都市建設部都市計画課が庶務を取り扱うことについて、第8条では、守秘義務について、第9条では、委任についてでございます。

附則につきましては、1として、本条例の施行については、議決日をもって公布を予定しているところでございます。2として、委員の任期につきましては、当初に限り令和3年度末までとするものです。3として、委員の報酬については、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1に空家対策協議会を追加するものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳下委員。

【柳下委員】 この条例の中で、協議会の委員の中で関係団体の代表者と表記されていますけれども、具体的にどのような職種の方がここに入られるのか、それとまず第一に、町として協議会にできることで、まず何を求めているのか、それと何を解決してもらいたいと思っているのか、何を協議してもらいたいと思っているのか、そして今現状で目視か何かで寒川町の空き家がどのぐらいあるかということを調べたことがあります。そのときの数値で結構ですので、今現在の寒川町の空き家状況はどのようになっているのか、3点についてお聞きいたします。

【杉崎委員長】 島山都市計画課長。

【島山都市計画課長】 まず、1点目の各団体でございますが、委員の構成につきましては、学識経験者でいけば大学教授、その他弁護士会であったり、司法書士会、それと宅地建物取引業協会、それと日本不動産協会、それと土地家屋調査士会、それと建築事務所の協会で構成を予定しているところでございます。委員さんについては、そういった団体さんに委嘱しまして、そこから選抜していただくところでございます。

それと2点目の空家対策の協議会の中で、何を求め、何を協議という部分でございますが、まずは計画策定を今進めておりますけれども、その計画の内容についてご審議、ご意見をいただく想定をしております。その他実際に運用が始まった際には、特定空家の認定であったり、特定空家に対する施策の具体的な方向、そういったものを協議会の中でいろいろご意見をいただくというところで考えております。

それと空き家の件数でございますが、現状約130件と認識しているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 関係団体の中で不動産とか、法律もありますが、空き家になる前の段階で、相続とか、そういった法的な処置の扱いというものも大事になってくると思いますが、そうした法律でも専門がありますので、ただ資格を持っているからということではなく、そうした目配り、気配りを、現状に合った、そうした他視点から関係団体の委員さんを選任していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

それと、この計画を今策定中とおっしゃいましたけれど、具体的にこの計画はいつ頃どういう趣旨での計画であって、いつまでにこの計画ができる予定なのですか。それと、現状130件とおっしゃいましたけれども、これが寒川町で、新築のはたくさんありますが、また空き家も高齢化によって、どこかお住いを変えたりして、目立つようになりましてけれど、これの増加をこれからどのような形で把握していくのか、その3点についてお伺いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の法律、専門性を有している方なんですけど、空き家の協議会につきましては、県内近隣市においても、既に作成されている状況がございます。そういった中で、我々もそういった団体さんに声をかけさせていただいた中で、既に空き家に対する各団体ごとの役割分担とございますか、そういったところに従事されている方も既にいらっしゃって、そういった仕組みができていく状況でございます。なので、委嘱した中で、そういった方々の仕組みの中から選出していただくという状況になっていますので、その辺は担保されていると思うところでございます。

それと、計画につきましては、今年度内で計画を策定するところでございます。それと、空き家の増加なんですけれども、この確認については、前回平成30年度に行っていますが、実態調査が必要になるかと思えます。それプラス特措法の中で町内で有しておりますいろんな個人情報、そういったものも提供はいただける形になっていますので、あらゆるものを、情報を仕入れた中で件数を確認していきたいと思っているところでございます。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 1点、2点目はそういうことだと分かりました。今年度中にこの計画ができて、その計画の中にももちろん実態調査という項目があるのか、つまり一番大事なのは、どういう状況で空き家になっているのか、それと調べるに当たってのいろいろな専門的なものも含めて、町は個人情報も含めてから入手できる立場にあるということですので、どういう方が、責任ある方が当たる必要があるかと思いますが、この調査のやり方、あるいはそれを担当する職員が全部やるのか、委託するのか、今のところどのような形でこの調査を進めようとなさっているのかについてお伺いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 空き家の調査の進め方でございます。前回計画の中では、今定期的に例えば3年とか5年とか、年度については、今計画策定の中で定めていこうと思っているところです。それと、前回の調査につきましては、委託で調査を実施しております。その中で水道の回線状況であったり、そういったものをベースにして、現地、ローラー作戦ではないですけども、町内の水道の回線の情報から得たものをベースに、各1軒1軒を目視で確認して、状況を見ながら空き家、もしくは空き家ではないというものを確認していく、作業としてはそういったものをイメージしております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点確認させてください。附則の中の費用弁償に関する件なのですが、日額8,700円ということなんですけれども、ほかの審議会や協議会ですと、時間によって金額が、例えば半日のものだったりとか、1日のものであったりとか、変わっているところがあると思うんですが、こちらはそういった変動がないのかという点を確認させてください。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 報酬でございますが、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて行うものですので、他の協議会委員と同じような形で、半日であれば半日というような、そういった枠組みの中で報酬をお支払いさせていただくというところで予定しております。

【杉崎委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 であれば、時間で変わることもあり得るということで理解したんですが、それであれば、この書き方で賄えるのかどうかということだけ確認させてください。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 この記載で大丈夫です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 まずお伺いしたいのが、特定空家等の判断が恐らくこの協議会のメインの業務になってくるのかなと思うのですが、具体的に特定空家、実際にこの委員会の委員の方々は、特定空家と思われるような物件に立入調査等が今後できるようになるかと思うんですが、立入調査をする基準というのは一体どのように現状考えられているのかという点と、あと、これは例えば戸建ての家だけではなく、アパートですとか、ビルとか、そういうものも該当していくものなのかという点についてお伺いします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 特定空家の判断に伴う調査という点についてなんですけれども、こちらも具体的なものは今計画を作り込む中で定めていく状況ではございます。ただ、周囲の家屋に、あとは環境的な面で大きく影響を与えてしまうんです。例えば草木が極端に繁茂しているとか、建物自体も倒壊が予想されるとか、そういったところは間違いなく基準の中には入っていると思っているところです。

それと、アパート、そういった集合住宅なんですけれども、10室あって1室入っていれば、それは空き家ではないというような判断にはなります。ベースとして。なので、その建物全てが入居者がいない状況になったときに初めて空き家の特措法として対応できる範疇に入ってくるところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 1点目は分かりました。この辺りの基準等々というのはこれから計画に盛り込まれていくということで、了解いたしました。

2件目、今まさにおっしゃられた結構町内を見ていると、1軒ぐらいは恐らく入っているかなと思わ

れつつ、それ以外の部分がおおよそかなり管理が行き届いていないのではと思われるようなアパート物件が結構点在しているような印象があるのですが、この辺りについて、今回の協議会というのはいかなる権限を持って対策をすることができるのかどうか、その点について伺いたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 今まさにそういった状況の集合住宅というのは多々見受けられる状況ではございます。ただ、こちらの特措法の中でいけば、あくまでも空き家が対象という形になりますので、そういった枠組みの中ではアプローチというのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、寒川町と条例で所有している建物なり空き地なり、そういったものを管理しなければいけない、条例で定められている部分がありますので、逆にそういった面からのアプローチは可能なのかなと、人が住んでいる以上、所有者、あるいは権利者がはっきりしていますので、所有者不明の空き家という枠組みではなくて、直接アプローチが取りやすい状況にあるかなと考えているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

9月会議で建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょう。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これより討論に入りたいと思います。議案第49号 寒川町空家等対策協議会条例の制定について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。それでは、これより議案第49号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

続きまして、継続陳情の審査に入りたいと思います。陳情第11号 川とのふれあい公園サッカー場に関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、9月第2回会議、12月会議、3月会議、6月会議の当委員会におきまして、各委員よりさらに調査研究が必要とのことで継続して審査しております。本陳情の進め方についてでございますが、都市計画課が6月会議以降調査を行っておりますので、その内容について説明をいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、担当課に入っただいてから審査を進めてまいりたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、本陳情に関わる6月会議以降の経過について、執行部より説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、川とのふれあい公園サッカーグラウンドに関する近況につきましてご報告申し上げます。

去る7月1日に、河川管理者と協議を行いました。その結果でございますが、U字側溝など新たな排水構造物や据え置き型、設置型のスプリンクラー設備、そういったものの設置は許可できないということでした。しかしながら、グラウンドの敷きならし及び芝生の張り付け、それと取り外し可能なネットフェンスの更新などについては可能であるとの回答をいただいたところでございます。その後7月6日でございますが、寒川サッカー協会様へ河川管理者との協議結果をお伝えいたしまして、それと合わせてイメージする整備内容や維持管理、そういったものについて意見交換を行うなどしております。現在もメール等やり取りしながら調整を進めているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。質疑等がございましたらお受けしたいと思います。

柳下委員。

【柳下委員】 サッカー協会の方と調整中ということで、やり取りの具体的な今課題となっているのは、どういう課題についての調整をなさっているのでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 具体的な課題なんですけれども、河川管理の中で許可ができない、固定するようなもの、そういったについては、設置は無理ですというようなお話をまずさせていただいています。それと、お話の中で、更衣室であったり、ロッカールーム的なものがあるんですけれども、その辺については仮設で、水が出たときに動かさなければいけないという部分が出てきます。そうしたときに、移動に要する人員であったり、そういう態勢も含めた中で、例えば芝刈りであったりとか、グラウンドへの散水であったり、そういったものをどういった形で強調した中でやっていくかという部分を今課題としてお話しさせていただいている状況でございます。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 そういった課題解決に向けて、サッカーをなさる方、あるいは試合ができるようにしていただきたいと思いますが、いつ頃をめどにこの協議は終わらせる予定ですか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 こちらの協議、調整なんですけれども、11月にスポーツくじの補助の説明会というのがございます。おおむねそこまでには確定しておかないと、補助に該当条件としても維持管理

体制も含まれておりますので、おおむねそこは1つの目安としていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 長い期間を経てサッカー協会の皆さんと様々課題解決に向けて、それぞれが歩み寄りながら話し合いをさせていただいているのかなと思いますけれども、サッカー協会の皆さんとはおおむね前向きな協議になっているのか、また、今敷きならしとか、芝生、取り外しができるフェンスならいいよということで、河川管理者から言われているということですが、あと、陳情内容にあるトイレだったり、今更衣室の話も出ましたけれども、前回提案したような気がするんですけども、移動式のトレーラーを活用して、そういったものを設置してはどうかという提案もさせていただいたんですけども、そういった話し合いも少しずつできているのか、具体的に話が進んできているのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の前向きな協議となっているかという部分でございますが、整備を目標として今お互い話し合っているところですので、十分前向きな状況であると認識しております。それと、トイレ、更衣室、トレーラーのトイレなんですけれども、物については、先ほどの維持管理の仕組みの中で、そういった仮設物を緊急時に動かせるかどうか、そこが今課題となっております。といいますのも、今現在だけでも仮設のトイレが何基もありまして、同じ河川を占用して使っている中では、野球場の施設もございます。そういったものが今でもかなり移動しなければいけないものがある状況なので、そこにまた新たにトレーラーを持ってくるといのは、現段階ではなかなか考えにくいというベースで協会さんとも話をさせていただいているところです。トイレについては、堤内地、そういったところの用地を活用して設置も1つの考え方としてはできるかと思っておりますので、その辺を含めた中で引き続き検討していきたいなと思っているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。こうやって陳情が出てくることによって、双方がしっかり話し合いをしながら、妥協せざるを得ない部分もお互いに出てくるかとは思いますが、要望がかなえられるところはしっかりかなえていただきたいと思います。今町内では、昨日もほかの委員会の中でテニスコートを整備していくとか、本当に様々なところで必要なところをしっかりと改修していただいておりますので、既存のスポーツもさらに普及できるような形で、またサッカー協会の皆さん、またほかにも利用されている団体もあると思っておりますので、そういった方たちと話し合いをしながら、できるところは前に進めていただければと思います。それは要望で結構です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山蔦委員。

【山蔦委員】 昨日スポーツの関係でデータが出ているんですけど、トップが野球で1,321人、テニスで853人、サッカーが470人、バスケが660人、これを見ても、サッカーは大会をやるにはできな

いような状態になっているので、非常にバランスが悪いなという感じがしますので、そういうところを
健スポとよく相談していただいて、今まで改善はもちろんやられていると思うんです。排水の問題とか、
ネットの問題とか、そういうものも全部ひっくるめて後でやるというんじゃなくて、できることはやっ
てもらって、言いたいのは、バランスを考えて、その分だけ子どもの教育に関係してきますので、ぜひ
そういう見方を持ってもらいたいと思います。要望です。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようでしたら、細川副委員長、お願いします。

【細川副委員長】 1つだけ。この要望の大きな問題点は、雨水の問題だと思うんです。試合前日と
か、あるいは集中豪雨とか、いろいろあった場合、そこは水がなかなかはけないという問題、これは過
去にもずっとありました。そういった中で、そこを解消してほしいというのが一番大きな問題だと思
うので、その辺。過去にも土を入れ替えるというか、さらに追加して入れるとか、そういう問題もあつた
と思うんですけど、ここは湿地帯ですから、河川敷で。そういった状況なので、その辺の改善をしてい
かなくちゃいけないだろうと、当然土地は持っているわけですけども、その辺についての雨水対策です。
試合ができないというのは大きな問題なので、試合を継続的にやっていきたいとか、過去には少年サッ
カーは県の大会とか、あるいは地区大会、それを何回かやった歴史のあるところですから、ぜひその辺
を解消していきたいということなんですけど、この辺について伺います。

【杉崎委員長】 島山都市計画課長。

【島山都市計画課長】 水はけについてでございます。先ほどご説明させていただいたように、U字
溝であったり、そういった排水構造物は、河川区域内なので、入れられないというところが結果として
ございます。そういった中で、敷きならしを今後行っていくという状況なんでございますが、敷きなら
しの時点で現状についても細かくはかりますと、高いところ、低いところというのがございます。そう
いった敷きならしのグラウンドレベルの高さ、勾配をうまく取った中で表面排水で周りにコートの水が
流れていくというところを今イメージして、設計等を行っているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 細川副委員長。

【細川副委員長】 相当量の流入が必要だと、土の、そこを確保しない限りは、十分な雨水対策はで
きないと思うので、その辺はしっかりとやっていただきたい、これは要望でいいです。

【杉崎委員長】 それでは、これにて質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

今執行部より説明がありまして、皆さんからも質疑がありました。そのような中で、この陳情に関し
ましていかがしたらよろしいかご意見をいただければと思います。

天利委員。

【天利委員】 今いい方向に向かって整備中ということでございますし、あとは陳情者が納得いくような形でこれから進んでいくんだろうと思いますので、もう少し状況を見ながら継続審議と私は考えていただけたらいいなと思っているんですが。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 先ほど説明の中で、11月にスポーツくじの説明会があつて、そこに向けて一定の結論を出していきたいという町の回答もありましたので、そこまで状況を見守ったほうがいいかなと思いますので、本陳情に関しては継続が一番いいのではないかと思います。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 私も、11月の結果を見て判断すればいいかなと思いますので、継続でいいと思います。

【杉崎委員長】 他に委員さん、何かございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 皆さんから継続というご意見がありましたので、継続という形を取らせていただいて、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、委員の皆様から、そういうご意見がございましたので、本陳情につきましては、継続審査ということにさせていただきます。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、建設経済常任委員会を終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午前9時35分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年11月26日

委員長 杉 崎 隆 之